

3月24日 発表予定 課題

① 動機の錯誤を黙示している場合の判例

東京高裁 H10・9・28 第九民事部判決

『購入した堂本印象作の花鳥の画幅（がふく：掛け軸にしてある絵）が贋作（がんさく：他者を偽る意図をもって作成された模倣品）であることが判明した場合、売買契約に要素の錯誤があったとして、買主から売主に対する売買代金の返還請求が認められた事例』

◆事実概要

Xは美術品の販売等を営むことを目的とする会社であり、同種の営業を行うYの店舗において、堂本印象と表示されている絵（以下本件画幅）を見せられ、Yから150万円で購入したが、後日贋作であることが判明したため、本件画幅の売買を要素の錯誤により無効であると主張。Yに対して、売買代金の返還を請求した。

◆主張

X側：要素の錯誤による売買代金の返還請求

Y側：

- ・ 売買の際、XY間に本件画幅を真作として売買する旨の明示又は黙示の意思表示はない
- ・ 真作であることは売買契約の要素となっていない
- ・ 画幅が真作であれば2000万円前後の価値を有する高価なものである

◆一審判決

- ・ Xの代表者とYの書画等の取引経験
- ・ XY間の取引例
- ・ Yが横山大観の画幅と同じ家から出たものであるから間違いない旨申し向けたこと
- ・ 本件画幅の値段はYの申出た200万を減額して150万と決められたこと
- ・ 本件画幅が真作であるとしても2000万もするものとは認められないこと

→本件画幅が真作であることが明示または**黙示的には**売買契約の要素であったと推認される

※XがYに対して鑑定書や保証書等の添付を求めなかったとしても、錯誤に重大な過失があったということはできない

⇒本件画幅の売買契約を無効と判断、本訴請求を認容

◆本判決

Yは控訴し、一審判決の取消しを求めたが、本判決は一審判決を全面的に支持

② 各先生方の意見

一元的構成（民法の争点そのままです）

舟橋諄一先生…動機の錯誤も表示に対応する真意の欠缺を生ずる点で他の錯誤の場合と異なる

杉之原舜一先生…錯誤が問題となるのは表意者の主観には関係なく、当該事情のもとで正常一般人がいかなる観念を呼び起こされるかによって定まる

川島武宜先生…意思と動機の区別は困難である

二元的構成（百選 17 より）

我妻栄先生…動機の表示されることを要求することによって、表意者本人の保護と取引の安全を調和させることができる

③ 各説(一元的構成・二元的構成)の長所と短所

一元的構成

長所：

- ・ 二元的構成の短所と同じ

短所：

- ・ 相手方の主観的事情を問わず、表意者を保護しようとしている民法の錯誤制度の趣旨に反する

二元的構成（判例）

長所：

- ・ 錯誤は意思の不存在であるところ、動機は意思の形成過程にすぎないため、原則として錯誤にあたらぬ。しかし現実には動機の錯誤の事例も多く、これを一切認めないとすると 95 条の存在意義が薄れる
- ・ 他方、取引安全との調和の観点から、表示を要求すべきである

短所：

- ・ 動機の錯誤と表示行為の錯誤とを区別することは困難
- ・ 錯誤による意思表示を無効とすべきか否かの判断の際には、相手方の事情も苦慮に入れるべき